知っておきたい

生前贈与と相続のこと



- P.2 贈与における2つの課税制度
- P.5 暦年課税の生前贈与による相続税軽減額
- P.6 相続財産に対する贈与金額の目安
- P.7 贈与で受け取った現金の生命保険での活用
- P.8 生前贈与の注意点・チェックリスト
- P.9 贈与契約書・贈与税の申告書

- P.11 相続に関する税制
- P.12 二次相続、小規模宅地等の特例
- P.13 暦年課税と相続時精算課税の比較



監修 税理士 宮田 昇

2024.10 改訂版

あなたの未来を強くする



- 本冊子は特段の記載がない限り、2024年1月1日以降の贈与を前提としています。また、記載の前提条件以外の条件 は考慮しないものとします。
- ・生前贈与を行う場合に特にご注意いただきたい事項が8ページに記載されていますので、必ず内容をご確認ください。

世 生前贈与を活用されていますか?

生前贈与とは資産継承の方法の1つで、相続や遺贈とは異なり、 生きているうちに財産を無償で移転することをいいます。 資産を有効に活用する手段として、生前贈与について考えてみませんか。

生前贈与のメリット

資産の有効活用

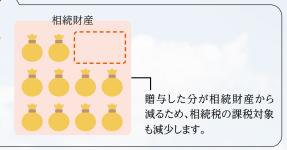
余裕資金を子世代へ前倒しで受け渡すことで 教育資金や住宅購入資金など、資産をより有効 に活用することができます。



さらに

相続税の負担を軽減できる場合があります。

相続税が課されると想定される場合、生前贈与を 行うことで相続財産を減らすことができ、相続税の 負担を軽減できる場合があります。



🕮 贈与における2つの課税制度

贈与には、「暦年課税 | と 「相続時精算課税 | の2つの課税制度があります。

贈与を受ける人(受贈者)は贈与をする人(贈与者)ごとに、暦年課税と相続時精算課税から選択できます。なお、相続時精算課税には一定の条件があります。

誰でも

選択できる

曆年課稅

1年間(1月1日~12月31日)に贈与された財産の合計額に対して 贈与税が課されます。

贈与者



条件なく選択できます。

受贈者

基礎控除

毎年110万円

税率

贈与財産の額に応じた税率

(P.14 「贈与税の速算表 | 参照)

相続 開始時 相続開始前7年以内の贈与財産が相続財産に加算 されます(生前贈与の加算)(*1)。

なお、生前贈与の加算は、相続または遺贈により財産 を取得した人が対象となります。

(*1)2024年1月より、相続開始前3年以内から相続開始前7年以内に延長されました。なお、加算期間 が7年以内となるのは2024年1月以降に相続人等が贈与により取得する財産です。(2023年までに 贈与により取得した財産の加算期間は相続開始前3年以内です。)

相続時精算課税

贈与時に一定の税率で贈与税が課され、贈与者が亡くなったときに 相続税で精算されます。

贈与者



原則60歳以上(*2)の父母 または祖父母など(特定贈与者)

-定の条件を 満たした場合 選択できる

受贈者



18歳以上(*2)の者のうち、贈与者の直系卑属 (子・孫など)である推定相続人または孫

基礎控除

每年110万円(*3)

基礎控除とは別に累計2500万円までの特別控除があります。

税率

一律20%

相続 開始時 相続時精算課税を選択した年以降の毎年の贈与 財産は、基礎控除を超えた部分すべてが相続財産 に加算されます。

(*2) 贈与の年の1月1日時点の年齢です。(*3) 2024年1月より、基礎控除110万円が新設されました。

一度、相続時精算課税を選択すると暦年課税には戻れません。

2つの課税制度について次のページから詳しく見てみましょう。



1年間(1月1日~12月31日)に贈与された財産の合計額に対して贈与税が課される方法です。

毎年の基礎控除が110万円あるため、1年間に贈与を受けた金額が110万円以下であれば、贈与税はかかりません。

ただし、相続時に相続開始前7年以内の贈与財産が相続財産に加算されます(生前贈与の加算)(*1)。

(*1)牛前贈与の加算は、2024年1月から加算期間が「相続開始前3年以内」から4年間延長され、「相続開始前7年以内」となりました。



贈与税の計算方法

贈与税額=(1年間の贈与額-110万円)×税率-控除額

贈与税額早見表

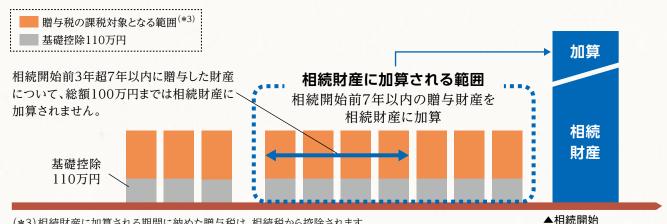
1年間の贈与額		贈与税額	
(基礎控除前)	基礎控除後の課税価格	子・孫(*2)が直系尊属から受贈した場合	左記以外の場合
110万円以下	0万円	0万円	0万円
300万円	190万円	19.0万円	19.0万円
500万円	390万円	48.5万円	53.0万円
1000万円	890万円	177.0万円	231.0万円
1500万円	1390万円	366.0万円	450.5万円

(*2)贈与の年の1月1日に18歳以上であること



暦年課税のイメージ

暦年課税を選択し、10年間毎年300万円を贈与した場合



暦年課税のポイント

さまざまな人に贈与することができる

直系卑属か否かや年齢に関係なく、子の配偶者や 幼い子・孫など、さまざまな人に贈与が可能です。

> 基礎控除は受贈者ごとに適用されます。 例えば、3人にそれぞれ110万円ずつ贈与した場合、 合計330万円が非課税となります。

② 早い時期から開始する

相続開始前7年以内の贈与財産は相続財産に加算 されるため、早い時期からの開始がおすすめです。

認知症となった場合など、意思能力が認められず贈与 が無効とされることもあります。

孫等への贈与は相続財産に加算されない

生前贈与の加算は「相続などにより財産を取得した 人 | を対象としているため、相続人等にならない孫や 子の配偶者等は、生前贈与の加算はありません。

ただし、以下に該当した場合は、生前贈与の加算の対象 となります。 (*4)死亡保険金 代襲 被相続人 潰贈 相続人 された人 の養子 (*4)相続等で財産を取得した場合



相続時精算課税

贈与時に一定の税率で贈与税が課され、贈与者が亡くなったときに相続税で精算される方法です。

毎年の基礎控除が110万円あるため、1年間に贈与を受けた金額が110万円以下であれば、贈与税はかかりません。基礎控除を差し引いた贈与財産の累計額が特別控除 2500万円を超えた場合、その超えた金額に対して一律20%の税率で贈与税が課されます。

相続時には、相続時精算課税を選択した年以降の毎年の贈与財産から基礎控除110万円を控除した額の累計が相続財産に加算されます。



贈与税の計算方法

基礎控除

特別控除

贈与税額=((1年間の贈与額-110万円)-2500万円(*1))×税率20%

(*1)累計2500万円まで特別控除があります。ただし、前年までに相続時精算課税で贈与を行って特別控除額を使用した場合、すでに使用した 額を控除した金額となります。



相続時精算課税のイメージ

相続時精算課税を選択し、10年間毎年1000万円を贈与した場合



(*2)相続時精算課税選択以降に納めた贈与税がある場合、相続税から控除または還付されます。



🤊 相続時精算課税のポイント

相続時精算課税は税負担を軽減する制度ではありません

1 早期にまとまった資産を贈与できる

上手に活用すれば、贈与税・相続税の負担を軽減でき、子や孫が資金を必要としている時期にあわせて贈与が可能です。

暦年課税は超過累進課税のため、一度の贈与の額が 多いと、納税額も大きくなります。

2 贈与時の価値で相続時に課税

相続時精算課税を選択後の贈与財産は、贈与時の価値で相続時に加算されます。

例えば、将来的に値上がりする可能性がある財産を 持っている場合も安心です。

3 贈与者ごとに選択可能

例えば、1人の子に対し父からの贈与は暦年課税、母からの贈与は相続時精算課税とすることも可能です。

贈与者父	贈与者母	受贈者1人に対する 基礎控除合計
A	A	年間110万円
A	В	年間220万円
В	В	年間110万円

A:曆年課税 B:相続時精算課税 父 母 母

暦年





暦年課税の生前贈与による相続税軽減額

生前贈与を行うことで相続財産を減らし、相続税の負担を減らすことができます。

相続税と贈与税2つの税負担率のバランスが大切です。

計算式について詳しくは、14ページをご覧ください。

前提条件

家族構成













62歳



35歳



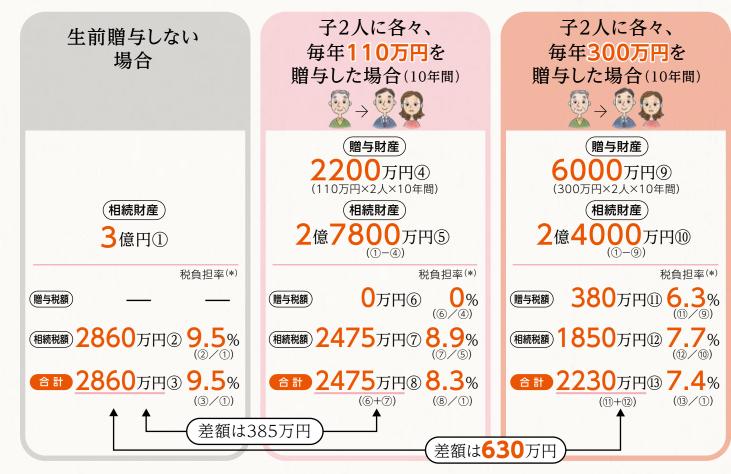


32歳

相続財産

夫の相続財産:3億円 (課稅価格·基礎控除前)

- ※相続税額は法定相続人が法定相続分どおり に相続した場合の金額です。
- ※税額控除は配偶者の税額軽減のみを適用して
- ※相続開始前に受けた贈与に対する相続財産 への加算は考慮していません。
- ※贈与税額は毎年受贈者が負担する税額を合 計した金額です。



(*)相続税額(贈与税額)を相続財産(贈与財産)で割った率。合計の税負担率は、相続税額と贈与税額の合計額を相続財産と贈与財産の合計額で割った率。 小数点第2位を四捨五入しています。

生前贈与をしない場合と比べ、税負担額の合計額は子2人に各々毎年110万円を贈与した 場合385万円、毎年300万円を贈与した場合630万円下がります。



相続財産に対する贈与金額の目安

年間の贈与金額の目安は、贈与を行った年ごとに確認してください。

相続税の税負担率(相続税額を相続財産で割った率)

相続財産	酉己们	禺者がいる場	易合	配偶者がいない場合		
(課税価格) 基礎控除前)	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
4000万円	0 %	0%	0%	1.0%	0 %	0%
5000万円	0.8%	0.2%	0 %	3.2 %	1.6%	0.4%
7000万円	2.3%	1.6%	1.1%	6.9 %	4.6%	3.1 %
10000万円	3.9 %	3.2%	2.6%	12.2%	7.7%	6.3%
15000万円	6.1 %	5.0%	4.4%	19.1%	12.3%	9.6%
20000万円	8.4%	6.8%	6.1 %	24.3%	16.7%	12.3%
25000万円	9.8%	7.9%	7.2%	27.7%	19.7%	15.8%
30000万円	11.5%	9.5%	8.5%	30.6%	23.1%	18.2%
40000万円	13.7%	11.5%	10.4%	35.0%	27.3%	22.5%
50000万円	15.2%	13.1%	11.9%	38.0%	30.4%	26.0%

[※]法定相続人が法定相続分どおりに相続した場合です。※税額控除は配偶者の税額軽減のみを適用しています。※小数点第2位を四捨五入しています。

〈表の見方〉相続財産3億円、子2人に贈与する(配偶者がいる)場合

- ①相続税の税負担率表で「30000万円」と「配偶者がいる場合」の「子2人」が交わる部分を確認する。→相続税の税負担率は 9.5%
- ②贈与税の税負担率表で 9.5% の前後を確認する。→税負担率が9.5%以下となる金額 (表では9.1%、450万円以下)がその年の贈与金額の目安となります。

贈与税の税負担率

(贈与税額を贈与財産で割った率)

贈与金額 (基礎控除前)	税負担率
110万円	0%
150万円	2.7 %
200万円	4.5%
250万円	5.6%
300万円	6.3%
350万円	7.4%
400万円	8.4%
450万円	9.1 %
500万円	9.7%
550万円	10.5%
600万円	11.3%
650万円	12.0%
700万円	12.6%
750万円	13.6%
800万円	14.6%
850万円	15.5%
900万円	16.3%
950万円	17.1%
1000万円	17.7%

※贈与の年の1月1日に18歳以上の子・孫が受贈した場合です。 ※小数点第2位を四捨五入しています。



5 贈与で受け取った現金の生命保険での活用

贈与されたお金を使って生命保険に加入することで、さまざまな資金として有効に活用することができます。



受贈者が生命保険の契約者となり、 贈与で受け取った現金で保険料を払います。

資産形成として

受贈者が贈与を受けた資金で、貯蓄性のある生命保険に加入 し、教育資金、住宅購入資金や老後の年金資金として活 用することができます。

契約者(=受贈者)





死亡保険金受取人 満期保険金(年金)受取人





- 受贈者は、受け取った満期保険金・年金・解約返戻金^(*)など を必要に応じて活用することができます。
- 受贈者は、被保険者となっているため死亡された場合にも 備えることができます。(保険種類により異なります。)

おすすめの保険種類

終身保険

個人年金保険

養老保険

こども保険

など

相続税納税資金準備として

受贈者が贈与を受けた資金で、親の死亡保障をご準備し、相続 発生時の納税資金として活用することができます。

契約者(=受贈者)





被保険者 死亡保険金受取人

● 受贈者は、被保険者の相続発生時に受け取った死亡保険金(*) を相続税納税資金として活用することができます。

おすすめの保険種類

終身保険

など

- (*)満期保険金や解約返戻金、死亡保険金等を一時金で受け取った場合は一時所得として、毎年受け取る年金形式で受け取った場合は雑所得として、他の所得金額と合算のうえ、所得税・住民税等が課されます。 また、年間所得金額が増えることで、各種所得控除が適用できなくなる可能性があります。
- ※ご契約者が未成年の場合、保険商品によってはご加入いただけないことがあります。



50 生前贈与の注意点・チェックリスト

生前贈与は贈与の事実を明確にしておくことが重要です。贈与を行う際は、下記をご確認ください。

●受贈者の意思確認
□ 受贈者が贈与を受けたことを認識していること。(贈与は財産を「あげる(贈与者)」「もらう(受贈者)」というお互いの意思の合意で成立します。)
●贈与契約書の作成
□ 贈与の都度、贈与契約書を作成すること(*)。
□ 贈与者と受贈者のそれぞれが署名・捺印した贈与契約書を2通作成し、1通ずつそれぞれが保管すること。
□ 印鑑は各自のものを使うこと。
(受贈者が未成年の場合は法定代理人(親権者)が同意し、署名・捺印も法定代理人が行います。)
●贈与税の申告・納付
□ 1年間に贈与を受けた額が基礎控除額を超える場合、受贈者は贈与税の申告・納付を行うこと。
□ 贈与税の申告書は贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに提出し、贈与税を納付すること。
□ 贈与税申告書の控を保管すること。
●生命保険料控除
□ 贈与した資金を活用して受贈者が生命保険に加入する場合、贈与者は所得税の生命保険料控除を使わないこと。(生命保険の契約者となる受贈者が生命保険料控除を使います。)
●贈与財産の管理
□ 受贈者は自分名義の預貯金口座を開設すること。毎年贈与を受ける資金は贈与者から受贈者の口座へ振り込まれるようにし、 受贈者が契約者となり生命保険に加入する場合の保険料の引き落とし(支払い)も受贈者の口座を利用すること。
□ 通帳や届出印は受贈者自身が管理すること。

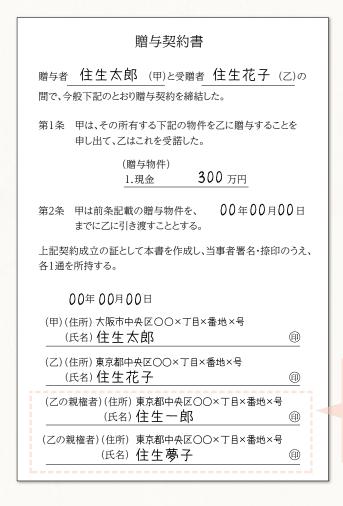
(*) 例えば、「将来10年間にわたって毎年110万円を贈与する契約」を締結した場合、1年ごとに贈与があったとみなされず、贈与契約を締結した年に、1100万円の定期金の贈与があったとして受贈者に贈与税が課されることがあります。

上記は、昭和58年9月国税庁事務連絡「生命保険料の負担者の判定について」に基づいて作成したものです。生前贈与は所轄税務署により贈与事実の心証が得られな かった場合、認められないことがあります。贈与を行う際には上記を参考にし、贈与の事実を明確にしておくことが大切です。詳しくは、税理士等専門家にご相談ください。



贈与契約書・贈与税の申告書

贈与契約書の記載例



受贈者が未成年 の場合は、親権者 (原則ご両親とも) による同意の署名・ 捺印が必要です。

贈与税の申告書の記載例(暦年贈与)



「贈与税の申告のしかた(国税庁)」から作成

- 現金で贈与した場合、印紙は不要です。
- ●贈与税は申告書の提出期限までに、金融機関や住所地等の所轄の税務窓口、e-Tax(国税電子申告・納税システム)などで納付します。(申告・納税を行うのは受贈者です。)
- 相続時精算課税を選択する場合、受贈者は贈与を受けた年の贈与税の申告書の提出期間に一定の書類を添付して相続時精算課税選択届出書を提出する必要があります。

※詳しくは、税理士等専門家にご確認ください。

贈与契約書

贈与者	
(甲)と受贈者	
Q(Z)	

間で、今般下記のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、その所有する下記の物件を乙に贈与することを 申し出て、乙はこれを受諾した。

(贈与物件)

1.現金

万円

第2架 までに乙に引き渡すこととする。 甲は前条記載の贈与物件を、 併 耳 Ш

各1通を所持する。 上記契約成立の証として本書を作成し、当事者署名・捺印のうえ、

年月日

(甲)(住所)

(円名)

(乙)(住所) (氏名)





遺産に係る基礎控除

3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

上記の基礎控除額を超える金額に対し、相続税が発生します。

相続税額早見表

相続財産					配偶者がいない場合			
(課税価格) 基礎控除前)	子1人	子2人	子3人	子4人	子1人	子2人	子3人	子4人
4000万円	0万円	0万円	0万円	0万円	40万円	0万円	0万円	0万円
5000万円	40万円	10万円	0万円	0万円	160万円	80万円	20万円	0万円
6000万円	90万円	60万円	30万円	0万円	310万円	180万円	120万円	60万円
7000万円	160万円	113万円	80万円	50万円	480万円	320万円	220万円	160万円
8000万円	235万円	175万円	137万円	100万円	680万円	470万円	330万円	260万円
9000万円	310万円	240万円	200万円	163万円	920万円	620万円	480万円	360万円
10000万円	385万円	315万円	262万円	225万円	1220万円	770万円	630万円	490万円
15000万円	920万円	748万円	665万円	588万円	2860万円	1840万円	1440万円	1240万円
20000万円	1670万円	1350万円	1217万円	1125万円	4860万円	3340万円	2460万円	2120万円
30000万円	3460万円	2860万円	2540万円	2350万円	9180万円	6920万円	5460万円	4580万円

※法定相続人が法定相続分どおりに相続した場合の金額です。※税額控除は配偶者の税額軽減のみを適用しています。



その他の控除等

●配偶者の税額軽減

被相続人の配偶者が相続した遺産の うち、課税対象となるものの額が、次の 金額のどちらか多い金額までであれば 相続税はかかりません。

- 1億6000万円
- ●配偶者の法定相続分

● 死亡保険金にかかる非課税限度

生命保険の死亡保険金には、一定の相続税非課税枠があります。

契約者=被保険者で、保険金受取人=被保険者の相続人の場合、死亡保険金等の総額から以下の金額が控除されます。

非課税限度額

500 万円×法定相続人の数

[※]相続税額は万円未満を四捨五入しています。



概 二次相続

- 二次相続とは相続人となった配偶者が亡くなったときに 発生する相続のことです。
- 二次相続では、配偶者の税額軽減が適用できないため、一次相続で配偶者が全額 を相続した場合、法定相続分どおりに相続した場合と比べて税負担が大きくなること があるので、注意が必要です。

以下の例で税負担の違いを見てみましょう。

- ●前提条件 家族構成:夫・妻・長男・長女 相続財産:夫の相続財産6000万円
 - 一次相続時に妻が相続財産6000万円を全額相続し、二次相続時に長男と長女が
 - 一次相続・二次相続ともに法定相続分どおりに相続した場合



基礎控除:4800万円 配偶者の税額軽減あり

一次相続時の				
相続税納付額	合計①	妻	長男	長女
A のとおり相続	0万円	0万円	0万円	0万円
Bのとおり相続	60万円	0万円	30万円	30万円

二次相続時 3000万円 1500万円 3000万円 1500万円

基礎控除:4200万円 配偶者の税額軽減なし

二次相続時の 相続税納付額	合計②	妻	長男	長女
A のとおり相続	180万円	_	90万円	90万円
B のとおり相続	0万円	_	0万円	0万円

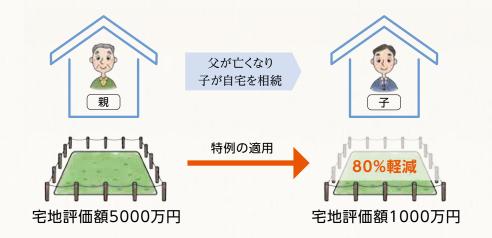
相続税納付額 合計(①+②) 180万円 60万円

一次相続で配偶者に全額を相続すると、相続税の負担が最終的に大きくなることがあります。

🚧 小規模宅地等の特例

相続税の計算時、被相続人の居住用の宅地等について、 評価額を減額できる特例です。

- ●被相続人の居住用の宅地等を相続する場合、一定の要件 を満たしていれば、その評価額が最大80%減額されます。
- 相続開始前7年以内に贈与により取得した宅地等や相続時 精算課税による贈与で取得した宅地等は適用対象外である 等、一定の要件があります。



ご参考

配偶者居住権

配偶者が被相続人の所有する建物に居住していた場合、被相続人が亡く なった後も配偶者が賃料の負担なくその建物に住み続けることができる 権利をいいます。



暦年課税と相続時精算課税の比較

暦年課税と相続時精算課税を選択した場合、相続財産はそれぞれ以下のようになります。

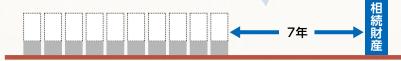
相続財産3億円、子2人に各々、毎年110万円または300万円を10年間贈与した場合 ※図はすべて年間300万円贈与した場合の相続財産への加算イメージ



暦年課税を選択したケース

●10年間の贈与から7年経過後に相続開始

相続開始の7年より前に贈与を終えた場合、相続財産への加算はありません。

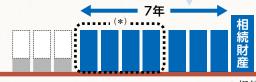


▲相続開始

左即晚上 据	贈与額		相続財産への	和华田子
年間贈与額	(累計)	贈与税額	加算額	相続財産
110万円	2200万円	0万円	0万円	27800万円
300万円	6000万円	380万円	0万円	24000万円

●10年間の贈与の直後に相続開始

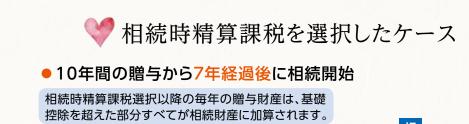
相続開始前の7年間で贈与した財産は、相続財産に加算されます。



(*)相続開始前3年超7年以内 に贈与した財産について、 総額100万円までは相続 財産に加算されません。

▲相続開始

年間贈与額	贈与額 (累計)	贈与税額	相続財産への 加算額	相続財産
110万円	2200万円	0万円	1340万円	29140万円
300万円	6000万円	380万円	4000万円	28000万円



	П		←	7年 🗕	続競産
					▲相続開

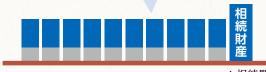
]始

年間贈与額	贈与額 (累計)	贈与税額	相続財産への 加算額	相続財産
110万円	2200万円	0万円	0万円	27800万円
300万円	6000万円	0万円	3800万円	27800万円

●10年間の贈与の直後に相続開始

相続時精算課税選択以降の毎年の贈与財産は、基礎 控除を超えた部分すべてが相続財産に加算されます。

相続開始の時期 にかかわらず、 同額になります。



▲相続開始

年間贈与額	贈与額 贈与税額		相続財産への 加算額	相続財産
110万円	2200万円	0万円	0万円	27800万円
300万円	6000万円	0万円	3800万円	27800万円

相続税額・贈与税額の計算方法(5ページ用)

、※前提条件等は、5ページをご覧ください。

牛前贈与しない場合

贈与税額

相続税額

<課税遺産総額>

3億円-基礎控除4800万円=2億5200万円

<相続税の総額(②~©の合計額)>

妻 : 2億5200万円×1/2×40%-1700万円=3340万円 ···· @ 長男:2億5200万円×1/4×30%-700万円=1190万円 ·······b 長女: 2億5200万円×1/4×30%-700万円=1190万円 ·······©

@+७+©=5720万円

<各相続人の納付額>

妻 : 「配偶者の税額軽減」により相続税はかからない

長男:5720万円×7500万円/3億円=1430万円··················· d

相続税額(@+@)=2860万円

子2人に各々、毎年110万円を 贈与した場合(10年間)

贈与税額

基礎控除の範囲内での贈与のため、贈与税はかからない

相続税額

<課税遺産総額>

2億7800万円-基礎控除4800万円=2億3000万円

<相続税の総額(@~©の合計額)>

妻 :2億3000万円×1/2×40%-1700万円=2900万円 ···· @ 長男: 2億3000万円×1/4×30%-700万円=1025万円 ······ (b) 長女: 2億3000万円×1/4×30%-700万円=1025万円······ ©

(a)+(b)+(c)=4950万円 <各相続人の納付額>

妻 : 「配偶者の税額軽減」により相続税はかからない

長男:4950万円×6950万円/2億7800万円=1237.5万円 ··· @

長女:4950万円×6950万円/2億7800万円=1237.5万円···· @

相続税額(@+@)=2475万円

子2人に各々、毎年300万円を 贈与した場合(10年間)

贈与税額

<各受贈者の納付額>

長男: (300万円-基礎控除110万円)×10%×10年=190万円… @ 長女: (300万円-基礎控除110万円)×10%×10年=190万円… (b) 贈与税額(@+b)=380万円

相続税額

<課税遺産総額>

2億4000万円-基礎控除4800万円=1億9200万円

<相続税の総額(©~@の合計額)>

妻 :1億9200万円×1/2×30%-700万円=2180万円········· © 長男:1億9200万円×1/4×20%-200万円=760万円 ············ @ ©+d+e=3700万円

<各相続人の納付額>

妻 : 「配偶者の税額軽減」により相続税はかからない

長男:3700万円×6000万円/2億4000万円=925万円 ······f

長女:3700万円×6000万円/2億4000万円=925万円 ····· ⑧

相続税額(①+⑧)=1850万円

〈ご参考〉

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取る	得金額 税	率	控除額
1000万円以下	1	0%	_
1000万円超 3000万円	以下 1	5%	50万円
3000万円超 5000万円	以下 2	0%	200万円
5000万円超 1億円	以下 3	0%	700万円
1億円超 2億円	以下 4	0%	1700万円
2億円超 3億円	以下 4	5%	2700万円
3億円超 6億円	以下 5	0%	4200万円
6億円超	5	5%	7200万円

贈与税の速算表

贈与の年の1月1日に18歳以上である子・孫が直系尊属から受贈した場合 左記以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	_
200万円超 400万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円
600万円超 1000万円以下	30%	90万円
1000万円超 1500万円以下	40%	190万円
1500万円超 3000万円以下	45%	265万円
3000万円超 4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	_
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1000万円以下	40%	125万円
1000万円超 1500万円以下	45%	175万円
1500万円超 3000万円以下	50%	250万円
3000万円超	55%	400万円



- ●記載の内容は、2023年10月現在の税制によります。今後、税制等の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- ●当社商品のご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」「申込内容控(兼解約返戻金額表)」を必ずご覧ください。

あなたの未来を強くする

🐤 住友生命

[住友生命保険相互会社] 本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35 電話 (06)6937-1435 (大代表)

東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1 電話 (03)3273-8000 (大代表)

〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp

生命保険のお手続きやご契約に関するご照会 スミセイコールセンター 0120-307506 お届けしたのは

